

3月13日（金）

令和 2 年 3 月 13 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1 番	日 高 利 夫	(東 諸 の 未 来 を 考 え る 会)
2 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
3 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
4 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 宮 崎)
6 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
7 番	山 下 寿	(同)
8 番	窪 菌 辰 也	(同)
9 番	脇 谷 の り こ	(同)
10 番	佐 藤 雅 洋	(同)
11 番	安 田 厚 生	(同)
12 番	内 田 理 佐	(同)
13 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
14 番	冨 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫	(同)
21 番	濱 砂 守	(同)
22 番	西 村 賢	(同)
23 番	外 山 衛	(同)
24 番	日 高 博 之	(同)
25 番	野 崎 幸 士	(同)
26 番	日 高 陽 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	二 見 康 之	(同)
34 番	蓬 原 正 三	(同)
35 番	右 松 隆 央	(同)
36 番	星 原 透	(同)
37 番	井 本 英 雄	(同)
38 番	徳 重 忠 夫	(同)
39 番	山 下 博 三	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	武 田 宗 仁
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	井 手 義 哉
農 政 水 産 部 長	坊 菌 正 恒
県 土 整 備 部 長	瀬 戸 長 秀 美
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	冨 師 雄 一
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	吉 村 達 也
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	片 寄 元 道
事 務 局 次 長	和 田 括 伸
議 事 課 長	齊 藤 安 彦
政 策 調 査 課 長	日 高 民 子
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	山 口 修 三
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第83号までの各号議案及び請願第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外19件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第69号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度当初予算概要についてであります。

今回提案されました令和2年度一般会計の予算規模は6,127億8,800万円で、前年度6月補正後の予算と比較して76億円余、1.3%の増となっております。また、特別会計については4.3%の減、公営企業会計については27.4%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、持続可能な宮崎県の土台づくりのための予算として編成されており、主な事業として、人口減少対策で59億円、文化・スポーツ大会の開催で44億円、防災

・減災、国土強靱化対策で220億円、将来に向けた基盤づくりで50億円の予算が、それぞれ計上されております。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、法人関係税の減等により前年度6月補正後の予算と比較して1.1%の減、地方消費税清算金は、税率引き上げの影響が通年化することにより16.9%の増、繰入金は、基金からの繰り入れの減により0.8%の減となっており、自主財源比率は38.9%、前年度と比べ0.6ポイントの増となっております。

このうち、財政関係2基金からの繰り入れは209億円余となり、令和2年度当初予算編成後の基金残高は231億円程度となる見込みであります。

また、依存財源については、地方交付税が1.4%の増、臨時財政対策債も0.7%の増で、それらを合計した実質的な地方交付税額は1.3%の増となったほか、地方譲与税が、地方税の偏在是正に伴う特別法人事業譲与税の創設等により、1.5%の増となっております。

なお、県債残高は、令和2年度末で8,467億円程度となり、今年度末と比較して62億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高については4,952億円程度となり、54億円程度の増となる見込みであります。

一方、歳出では、義務的経費は、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増により0.1%の増、投資的経費は、国土強靱化対策などの普通建設事業費の増により1.5%の増、その他一般行政経費は、地方消費税交付金及び清算金などの補助費等の増などにより、2.3%の増となっております。

次に、総合政策部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて182億6,100万円余で、前年度と比較して37.1%の増となっております。

このうち、わくわくひなた暮らし実現応援事業についてであります。

このことについて当局より、「昨年6月補正後より事業を実施しているが、移住支援金支給事業について、支援金交付実績がゼロ件と、当初見込みを大幅に下回っていることから、国の交付金対象分及び本県独自支援分とともに、県外在住年数等の要件を緩和して、新年度予算を要求している」との説明がありました。

これに対して委員より、「要件を緩和することで予算どおりの申請が見込めるのか」との質疑があり、当局より、「国及び県独自の用件緩和分でも申請は増加すると見込んでいるが、具体的な申請件数を見込むことは難しい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「支援金をもらって移住することに対する抵抗感など、心理的な影響も検証する必要があるのではないか。また、一時的に数をふやすためだけの人口減少対策ではなく、移住策と定住策をセットにし、宮崎県よさを感じ、定住していただいた結果として、人口減少問題が改善していくことが重要である」との意見がありました。

次に、新規事業「大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業」についてであります。

この事業は、大学を中心とした産業人財育成・確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する知的資源や幅広いネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成や確保を図るため、宮崎大学を実施主体に、産業人財育成拠点の構築や学生ベンチャー支援、県内企業と学生との交流機会の創

出などを行うものであります。

このことについて委員より、「この事業は、宮崎大学が文部科学省の選定を受けて実施しているCOC+事業の延長のような印象を受けるが、COC+では、その目的に沿った学生をどれだけ育て、県内企業に就職させたのか」との質疑があり、当局より、「COC+事業では、県内就職率をKPIとして取り組んでいるが、当初定めた目標値には至っていない」との答弁がありました。

これに対して委員より、「人口減少対策の一環として、地方の人財育成につながる重要な事業だが、過去の繰り返しとせず成果を出すには、数値目標を設定して取り組んでいく必要があると考えるがどうか」との意見があり、当局より、「現時点で具体的な数値目標は設定していないが、数値目標を設定する方向で検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、総務部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,521億8,300万円余で、前年度当初予算と比較して4.2%の減となっております。

次に、財政見通し(試算)についてであります。

このことについて当局より、「あくまでも現時点における一定条件下での試算ではあるが、令和2年度までの緊急対策である国土強靱化対策を除いた令和2年度当初予算額をベースに、国民スポーツ大会に係る概算事業費等の確定している財政需要を見込んだ試算を行ったところ、財政の健全性は、国民スポーツ大会開催後も一定の水準で維持できる見込みである」との説明がありました。

これに対して委員より、「深刻な事態に直面している新型コロナウイルスによる経済への影響や国の国土強靱化対策が延長された場合など、必要であれば対応していくという理解でよいか」との質疑があり、当局より、「新型コロナウイルスに対しては、まずは感染拡大の防止に一丸となって取り組んでいるが、景気への影響も非常に危惧されており、本県でも最優先で対応すべきと考えている。また、国土強靱化については、国の骨太の方針の中で、令和3年度以降も必要な予算措置を行うことが示されており、国から手厚い地方財政措置を含めた対策が打ち出されれば、それに合わせて予算措置する必要があると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「他県に比べ、本県の財政関係2基金の残高は多いとの認識でよいか」との質疑があり、当局より、「平成29年度決算では、財政力が同規模の自治体の中では、上から1～2番目くらいの残高を保持しており、九州内では最も基金残高を有している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今後の社会情勢や財政需要を踏まえながら、特に新型コロナウイルスへの対応については、現場の状況を十分に把握した上で、必要なところには柔軟に予算措置をするなど、弾力的に財政運営を行っていただくよう要望いたします。

次に、令和元年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の令和元年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するもので、184億7,700万円余の減額となっておりますが、国の経済対策に伴う経費として180億720万円余が計上されております。

歳入財源の主なものは、県債が82億1,200万円余の増額となる一方、繰入金が96億6,000万円余、諸収入が73億6,100万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,946億4,800万円余となります。

このうち、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は、総合政策部が157億200万円余、総務部が2,714億7,500万円余となります。

このうち、新規事業「バスロケーションシステム導入支援事業」についてであります。

これは、インバウンド等の観光客が近年増加傾向にあり、その移動手段として、地域交通の重要性が一層増している状況を踏まえ、路線バス運行情報の「見える化」をさらに進め、より路線バスを利用しやすい環境を整備していくため、交通事業者が行う、スマートフォンやバス停留所でバスの所在地や到着予定時刻等が確認できるバスロケーションシステムの導入に対する支援を、国とともに行うものであります。

このことについて委員より、「県内の幾つの路線で実施するのか」との質疑があり、当局より、「バスロケーションシステム自体は、県内全路線を対象としている。バス停留所に整備するデジタルサイネージは、まずは宮崎市に18カ所、延岡市と高千穂町にそれぞれ1カ所の計20カ所に整備すると聞いている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「将来的には、免許返納した高齢者を含め、交通弱者にバスを利用していただくことにもつながっていくと考えられるが、スマートフォンを使わない人のためにも、デジタルサイネージの整備を進めていただきたい」との意見がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8

項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外21件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,305億8,800万円余で、前年度と比較して1.4%の増となっております。

このうち、新規事業「労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業」についてであります。

この事業は、介護人材不足が特に深刻な中山間地域を初めとする介護サービス事業者に対し、介護職員の身体的負担の軽減や、業務効率化に効果のある介護ロボットの導入等を支援するものであります。

このことについて委員より、「介護ロボット導入に際し、都市部の介護事業者でも人手不足の状況にあるため、補助内容について事業者に不公平感が生じないように、丁寧な執行をお願いしたい」との要望があり、当局より、「人手不足については、特に中山間地域で厳しい状況に

あると聞いているが、都市部でも同じ状況にあること変わらないので、丁寧な説明の上、事業に取り組みたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、介護事業者全体において労働環境が改善されていくよう、要望します。

次に、新規事業「子育て相談窓口ステップアップ事業～目指せ！みやぎ版ネウボラ～」についてであります。

この事業は、希望する誰もが安心して妊娠、出産、子育てができる「子育てに優しいみやぎ」を実現するため、自治体が、妊娠期から就学前にかけて切れ目なく手厚いサポートを行う、フィンランドの「ネウボラ」という仕組みを参考に、本県では「みやぎ版ネウボラ」として、就学後も関係施設が連携して子育て相談窓口となり、継続した子育て支援に取り組むものです。

このことについて委員より、「乳児全戸訪問事業との兼ね合いはどうなるのか」という質疑があり、当局より、「乳児全戸訪問事業を実施しているのは17市町だが、他の市町村においても独自に全戸訪問を行っているほか、乳幼児健診を受診していない家庭等に対して、必要に応じて訪問活動を実施している。このため、訪問記録用のタブレット購入の補助メニューなども用意して市町村の活動を支援することで、一つの家庭も取りこぼさないという気持ちでネウボラに取り組みたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「子育て世代に対する支援が出生率の向上にもつながると考えるため、市町村と連携して、全ての子育て家庭がくまなく支援できるように事業展開してもらいたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県社会的養育推進計画」につい

てであります。

このことについて委員より、「児童相談所の取り組みを推進する上でも、児童福祉司を初めとする職員の適正配置と強化が必要ではないか」との意見があり、当局より、「児童相談所の体制強化は喫緊の課題と捉える一方で、市町村も子供家庭支援に欠かせない役割を持つことから、それぞれの役割分担を十分に果たしながら、うまく連携して計画に取り組みたい」との答弁がありました。

次に、病院局の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益361億3,000万円余、費用358億4,900万円余であります。前年度と比べ、給与費や材料費が増加した一方で、地域連携強化等の取り組みによる外来収益の増加を見込んでいることから、収益から費用を差し引いた収支は、2億8,000万円余の黒字が見込まれています。

このうち、新規事業「県立延岡病院ドクターカー整備事業」についてであります。

この事業は、県北の中山間地域における持続可能な医療体制を構築するため、県立延岡病院に患者搬送機能を有するドクターカーを整備し、救急医療体制の充実を図るものであります。

このことについて委員より、運用の開始時期や体制について質疑があり、当局より、「運用体制について、今後、関係市町村と協議を進めていき、早くて年度末の運用を目指したい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「過疎地域の救急医療体制において、ドクターヘリとは違い、夜間対応も期待できることから、関係市町村と運用

方法についてしっかりと協議してもらいたい」との要望がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。介護保険財政支援事業や保険基盤安定事業などの執行残等に伴い、一般会計で65億2,700万円余の減額、また、昨年度以降に超過して交付されていた療養給付金の返還に伴い、特別会計で17億6,800万円余を増額するものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,230億8,500万円余となります。

次に、病院局の補正予算についてであります。抗がん剤等の高額薬品や診療材料の使用量の増加に伴い、材料費について7億2,700万円余を増額するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は351億5,700万円余となります。

次に、令和2年3月4日に本県で1例目の発症が確認された、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

このことについて当局より、感染患者が県内で確認されたことを受けて、県民から、感染拡大等に対して不安を感じているという相談を受けていることや、県立病院においても万全の体制で対応していることが報告されました。

また、保健所などの相談窓口でも、感染患者が確認された当時は、1日当たりの相談件数が198件から288件にふえたとのことであり、県民から健康などのさまざまな相談が寄せられたとの報告がありました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、国全体の問題であるため、判断が難しい面もありますが、学校の休校やさまざまなイベン

ト等の自粛により、多くの県民がストレスを鬱積している現状が伝えられています。

当委員会といたしましては、適切なタイミングでの情報発信や、県民への相談対応の充実はもちろんですが、さまざまなストレスに対するメンタル面でのケア等についても十分対応していただきますよう、要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、日高博之委員長。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外22件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第69号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて402億3,800万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して4.7%の減となっております。

このうち、プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業についてであります。

この事業は、販路開拓や生産性向上等に豊富な経験や専門的知識を有する都市部の人材と県内企業のマッチングを支援することで、UIJターンによる人材の確保を図るものであります。

このことについて委員より、本年度のマッチングの目標値と実績について質疑があり、当局より、「目標値20件に対して、本年2月末の成約件数は75件である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「全国で同じような人材確保の取り組みを行っている中で、目標の約4倍の実績が出ているのは大変評価できるが、思うように成果が出なかったなどの理由で、採用後に退職する方もいるのか」との質疑があり、当局より、「思っていた仕事と違うため、やめられる方もいると聞いている。このようなミスマッチを防ぐために、拠点のスタッフが企業の経営者と面談して、どういう人材を必要としているのかを詳細に把握し、その結果を人材紹介会社へ正確に伝えることで、企業が求める人材が採用されるようにしている。また、拠点のスタッフが、企業と採用された方の双方と面談するなどのフォローアップを行い、離職を防ぐようにしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、都市部のプロフェッショナル人材が、本県企業の成長や生産性向上に対して大きな役割を果たすことができるよう、しっかりマッチングを行い、人材が定着するための取り組みを進めていただくよう、要望いたします。

次に、女性・高齢者就業支援事業についてであります。

この事業は、少子高齢化や人口減少により、今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、女

性や高齢者の就業希望者を対象とした相談窓口を設置し、情報提供を強化するなどにより、女性や高齢者の就職を促進し、企業等の人材確保を図るものであります。

このことについて委員より、「企業によって採用する人材は変わってくると思うが、どういった年齢層の方などを対象としているのか」との質疑があり、当局より、「現在無職で就業を希望する方は、高齢者が約1万人、15歳から64歳までの女性が約3万3,900人いるが、女性では、子育てで一旦離職して再度仕事につきたいと思われている方を、高齢者については、定年退職された方で、引き続き就業を希望する方などを中心に、支援を行っていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、周知方法について質疑があり、当局より、「ホームページやチラシ等で周知を図っていきたいと考えているが、現在行っている高齢者向けの就職支援の事業では、新聞に広告を掲載したところ、反応がよく、集まりが好調なため、高齢者に対しては、新聞広告も活用しながら事業を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて911億8,000万円余で、前年度6月補正後の予算と比較して5%の増となっております。

このうち、新規事業「県内建設産業PR促進事業」についてであります。

この事業は、建設産業の担い手として期待される高校生や大学生、また、本県へのUターン希望者等に対して、建設産業の魅力をPRし、就職促進を図るため、高校生等の親子を対象と

した現場見学会や職場説明会を開催するほか、県内企業の実業状況や職場環境等を紹介するガイドブックを作成、配布するものであります。

この事業に関連して委員より、「土木建設技術者を養成する機関として産業開発青年隊があるが、必要な経費はどのくらいになるのか」との質疑があり、当局より、「全寮制であるため、入学金と授業料に加え、寮への入所料を含めると、年間で約80万円であり、授業料で見ると月額約1万円である」との答弁がありました。

これに対して委員より、「入学金や授業料を免除すると、産業開発青年隊の志願者もふえ、その後の建設産業への就職にもつながっていくと思うが、免除規定等はないのか」との質疑があり、当局より、「国の助成金があり、これを利用して研修を受講する方もいるので、これらの活用により県内の建設産業への就職につながるよう、働きかけを行っていききたい」との答弁がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。一般会計で103億2,800万円余の減額、特別会計で3,300万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は318億7,500万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。一般会計で28億1,400万円余の増額、特別会計で5億1,600万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は892億900万円余となります。

次に、公共事業における働き方改革への対応についてであります。

このことについて委員より、「週休2日を実

施している事業者に対して、総合評価落札方式等の入札制度の中で加点するなどの優遇措置は行っているのか」との質疑があり、当局より、

「総合評価落札方式における加点はしていないが、実際に週休2日を達成した場合には、労務費や機械経費、間接工事費等の必要な経費は考慮している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「現場の技術者だけではなく、事務職や営業職の負担を軽減することも必要であるが、どのような取り組みを行っているのか」との質疑があり、当局より、「入札時の負担軽減を図るため、確認書を発行して、入札案件ごとに提出する資料を簡略化するといった取り組みを行っている。今後とも、建設業協会との意見交換を行いながら、簡素化や負担軽減ができるものについては積極的に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第1号については賛成少数により決定しており

ます。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて220億6,800万円余で、前年度6月補正後の額と比較して10.3%の減となっております。

このうち、新規事業「森林産業サプライチェーンマネジメントモデル構築事業」についてであります。

この事業は、誤伐・盗伐問題の解決に向け、流通する木材の合法性を担保・補強する情報や、総合評価モデルの検討・検証を通じて、木材の合法性を担保する新たなルール等を確立し、全国に先駆けた森林産業サプライチェーンマネジメントモデルを構築することで、木材流通の適正化を図るものであります。

このことについて委員より、「総合評価等を行うに当たり、素材生産業者等の事務手続が煩雑になることが予想されるが、当事業を実施することで、どのようなメリットがあるのか」との質疑があり、当局より、「木材流通の適正化に取り組んだ素材生産業者を評価し、その結果を周知・啓発することで、優良な業者の木材取扱量の増加につながるとともに、伐採跡地の情報等を評価の対象にすることで、造林業者の省力化を図り、再生林につながるような事業となるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「みやざき林業大学校」担い手総合研修事業」についてであります。

このことについて委員より、みやざき林業大学校における市町村職員等も含めた、今後の担

い手の育成の方針について質疑があり、当局より、「みやざき林業大学校では、長期課程に加え、短期課程やリーダー養成課程など4つの研修コースがある。今後、これらのカリキュラム等の充実を図っていくことで、林業従事者や市町村職員等が知識やスキルを身につけることができる体制を整えるとともに、相互のコミュニケーションを図ることで、林業大学校をプラットフォームとして、さらなる林業技術の普及に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、みやざき林業大学校が県内林業・木材産業を支える大きな力となれるよう、林業技術センターや関連機関等と連携しながら、さらなる研修体制の充実に取り組んでいただくよう、要望します。

次に、農政水産部の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて445億3,500万円余で、前年度6月補正後の額と比較して6%の増となっております。

このうち、新規事業「畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業」についてであります。

この事業は、畜産農家の規模拡大のネックとなっている家畜排せつ物の高度利用の推進に向け、牛ふん等の燃焼技術に関する調査及び検討を行うとともに、地域における畜産バイオマスエネルギーの利活用の取り組みを支援することで、環境負荷の低減や畜産農家の規模拡大等を図るものであります。

このことについて委員より、「当事業では、家畜排せつ物の処理に関して、具体的にどのような取り組みを行うのか」との質疑があり、当局より、「本県では畜産が盛んであり、堆肥化だけでは処理できない家畜排せつ物の処理が課

題となっているため、検討協議会を設立し、農研機構や宮崎大学等と連携しながら、燃焼させるための条件の検討や燃焼灰等の利活用について検討してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、畜産の規模拡大が進んでいくことが予想されることから、将来を見据えて、家畜排せつ物の適正処理が図られるよう、堆肥や燃焼灰などを利用する園芸農家等の育成にも引き続き取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、令和元年度補正予算についてであります。

まず、環境森林部の補正予算についてですが、一般会計で9億1,100万円余、特別会計で6,300万円余の減額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は236億7,800万円余となります。

次に、公共事業における働き方改革への対応についてであります。

このことについて当局より、「建設産業の担い手の確保を図る観点から、週休2日工事の試行等に取り組んでいく」との説明がありました。

これに対して委員より、「週休2日の実現のためには、建設技術者の確保が必要だと思うが、どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「新卒者など若手の建設技術者を確保するためには、魅力ある職場環境づくりが必要と考えていることから、働き方改革に引き続き取り組むとともに、働き方改革を進める上で必要な経営基盤の安定化に向けた継続的な予算の確保や、適正な積算についても努めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、今後建設業者等の

意見を丁寧に聞きながら、公共三部一体となつて働き方改革に取り組んでいただくとともに、小・中・高校生に向けた建設業の魅力発信についても、教育委員会と連携しながら取り組んでいただきたい」との意見がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で25億9,300万円余、特別会計で1,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は403億5,900万円余となります。

このうち、農地中間管理機構等支援事業についてであります。

このことについて委員より、今年度の農地集積の実績や今後の取り組みについて質疑があり、当局より、「今年度の農地集積目標3,000ヘクタールに対し、現時点での実績は約1,300ヘクタールで、目標の約45%となっている。今後は、市町村を中心に話し合いを進め、人・農地プランの実効性を高め、担い手の明確化を図りながら、農地集積に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対し委員より、「今後、スマート農業を進めていく上でも、農地集積は非常に重要であることから、農家の理解を得ながら、農地中間管理機構がその機能を最大限発揮できるよう、支援していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の令和2年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。が、収益的収支は、事業収益48億7,500万円余、事業費は52億9,100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残はマイナス4億1,600万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益4億900万円余、事業費は4億7,000万円余で、収支残は100万円余であり、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,100万円余、事業費は2,100万円余で、収支残は16万4,000円であります。

このうち、新規事業「みやぎきの内水面資源回復推進事業」についてであります。

この事業は、河川生物の資源調査や産卵床の造成、放流などを知事部局と共同で行い、漁場環境の再生と河川的环境保全に寄与するものであります。

このことについて委員より、「知事部局では以前から行われていた取り組みであるが、産卵床の造成は有効な手段の一つと考えられる。どういったものをつくるのか」との質疑があり、

当局より、「川底に埋まっている石を掘り返し、ある程度のエリアできれいに並べると、アユの産卵がふえるという専門家の研究成果があるため、その指導をいただきながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「継続的にやらないと効果は見込めない。将来、効果が出るまでやるのか」との質疑があり、当局より、「5カ年間の事業として計画しており、その中で取り組み状況のチェック・見直しなどを継続的に行い、改善が見られれば次の取り組みを検討するなど、効果のあるものにしていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「アユに限らず、ウナギなどさまざまな水生生物の生息データを蓄積し、しっかり効果を検証しながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,108億6,400万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して1.2%の増となっております。

このうち、新規事業「統合型校務支援システム導入事業」についてであります。

この事業は、公立の小中学校に県内統一の校務支援システムを導入することで、働き方改革の推進と教育の質の向上を図るものであります。

このことについて委員より、全国での導入状況について質疑があり、当局より、「全国的には57.5%で導入されているが、市町村単独で導入しているところが多く、全県的に同じシステムを導入しているのは鳥取県だけで、全県的に導入されれば、本県は全国で2番目となる」と

の答弁がありました。

これに対して委員より、「実際にどれぐらいの負担軽減が予測されるのか」との質疑があり、当局より、「導入済みの学校への全国調査によると、1日当たり30分から1時間程度の負担軽減が図られたという結果が出ている。また、県内で導入している3つの市町への聞き取りを行ったところ、通知表等にかかる時間が大幅に減ったと伺っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、業務量の軽減は働き方改革の重要な要素であり、しっかり取り組んでいただくとともに、通知表など個人情報を取り扱うため、セキュリティ対策にも万全を期していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の令和2年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は272億6,900万円余であり、前年度6月補正後の予算と比較して0.8%の増となっております。

このうち、高齢者による制限運転の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「高齢者みずからが時間帯や場所等の運転条件を宣言する「制限運転」は、本県にとって重要な取り組みである。今後、どのような形で県内に広げていくのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「制限運転の取り組みは、県内の市町村がほぼ賛同しており、それらの自治体主導で実施されている。県警としては、その支援を行っているが、今後は、運転技能講習や診断の場を、制限運転の宣言者に重点的に割り当てるといった取り組みを進めていきたい」との答弁がありました。

次に、令和元年度補正予算についてでありま

す。

まず、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、電気事業会計における渡川発電所大規模改良事業について、水利権に係る国土交通省との協議に時間を要したこと及び土木・建築工事における入札不調に伴い、資本的支出及び事業費で2億3,900万円余の減額補正を行うとともに、地域振興事業会計において、一ツ瀬川民スポーツレクリエーション施設の納付金の減額に伴い、事業収益で1,000万円余の減額補正を行うものであります。

この結果、電気事業会計の補正後の事業費及び資本的支出の合計は66億1,300万円余、地域振興事業会計の補正後の事業収益は1,100万円余となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う一ツ瀬川民スポーツレクリエーション施設の営業休止についてであります。

このことについて当局より、「高齢者が新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化する可能性が高いとされており、当ゴルフ場は、利用者の大半が65歳以上であることから、利用者数が伸び悩んでいる現状での苦渋の判断ではあるが、当面、営業を休止することとした」との報告がありました。

これに対して委員より、「大雨等によりゴルフ場が使えない場合には、指定管理者の納付金が減額されることがあるが、今回もそうなるのか」との質疑があり、当局より、「基本協定書の中で、天災・事故その他やむを得ない場合には、お互いに協議することとなっている」との答弁がありました。

これに関して委員より、「1カ月程度の休業になるが、決算の見通しは具体的にどうなるの

か」との質疑があり、当局より、「収支残は、現時点で約1,000万円の赤字であり、この休業により、さらにふえることになる。具体的には、今後指定管理者と協議をして決めることになるが、収入としては、1カ月当たり600万円程度減少すると考えている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で18億3,700万円余の減額、特別会計で9億4,700万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,086億2,800万円余となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う県立学校の臨時休業等についてであります。

このことについて委員より、小中学校等の臨時休業による影響等について質疑があり、このことに関して当局より、「新型コロナウイルスに対応する関連法案が近日審議されるが、春休みの取り扱いや休業の期間についても、国から対応案が示されると思うので、国の動向も踏まえ、再度検討していきたい」との発言がありました。

当委員会といたしましては、小中学校等の臨時休業は、仕事を休まざるを得ない保護者が見られるなど、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことから、県民の不安を払拭するためにも、できる限り早い段階で県の対応策を示していただくよう要望いたします。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で6億2,000万円余の減額であり、この結果、補正後の一般会計予算額は264億2,800万円余となります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公

営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、日本共産党を代表して、今議会上程議案のうち、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」及び第4号「令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」について、反対の立場から討論いたします。

新年度予算に大きくかかわる課題は、昨年10月から始まった消費税10%増税の影響です。県民の暮らしにも地域経済にも、大きく影を落としています。そして今、新型コロナウイルスの影響が深刻さを増しています。

県の当初予算は、一般会計で6,127億8,800万円、対前年度当初予算比172億円余、2.9%の増額予算です。地方交付税と代替財源である臨時財政対策債は前年度を上回り、県債発行額は704億円余に抑えられましたが、県債残高は8,466

億9,400万円余と、依然として多額に及びます。

自主財源である県税は、法人県民税や法人事業税の減により、前年度比10億7,000万円、1.1%の減収。一方、地方消費税清算金は、税率の引き上げで25億7,100万円、16.9%の増収です。消費税増税の影響が、こうした形でもあらわれています。

今、県民の暮らしは、年金を減らされながら、医療や介護の負担はふえ、消費税増税が追い打ちをかけるという厳しい状況です。県民の暮らし、地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、県民の暮らしを守り、福祉の増進に努めるとする地方自治体の役割が問われています。

予算の全体では、福祉や医療、教育、農業など、必要な予算が組まれていますが、不十分さや問題点も含んでいます。

第1に、医療・福祉・社会保障の施策です。

地域医療介護総合確保基金事業は、大幅増額を行いながら、当面必要な施策もありますが、地域医療構想のもとに、病床削減の方向が加速されようとしています。

昨年9月、政府が突然、全国424病院を名指しして、2020年9月までに再編統合、機能移転、ベッド数縮減などの計画を具体化するよう求めました。宮崎県は、県内7病院が対象に挙げられ、衝撃が走りました。こうしたことで地域医療を守れるのか。安心して医療が受けられずして、人口減少を食いとめることはできません。必要な医療や介護がしっかりと保障されるものでなくてはなりません。県の対応を求めておきたいと思います。

貧困対策や子育て支援等において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。人口減少対策が喫緊の課題であると

して、基金事業が進められ、子育て支援策も提案されています。しかし、県民から強く要望されている子供医療費助成事業については、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまったままです。事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

重度障がい者（児）医療費公費負担事業については、1医療機関ごとに500円の自己負担はあるものの、医療費立てかえ払いの解消を図る制度に改善が図られることは、県民の願いに応えるものだと思います。

第2に、農業予算で今必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保証や所得保障の予算、新規就農者だけでなく、後継者対策の予算など、農家を直接支援する手だてを講じ、安全・安心な食料の自給、地産地消の推進で、宮崎県の農業と農家を守ることでないでしょうか。中山間地域においても同様です。

また、土地改良事業費などは毎年多額が予算化され、それに伴う負担金も多額に及んでいます。こうした農業土木に特化する計画・施策については、見直しや改善も必要であると思います。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への支援対策をもっと充実することで。県内企業を元気にすることが大事です。

また、最低賃金の引き上げは、とりわけ宮崎県では喫緊の課題であり、国の支援も求めながら、県内企業の給与水準を引き上げるための方策を、企業とともに県も積極的に講じることです。そのことが、高校生や若い世代の県内就職の促進にもつながるものです。

また、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の整備など、県民が安心して働け

る職場にすることです。

最後に、働き方改革の名のもとに、会計年度任用職員制度や、教育現場での1年単位の變形労働時間制が進められる問題です。

会計年度任用職員制度は、従来の非常勤職員や賃金職員としての不安定雇用が解消されるかのように見えますが、決してそうではありません。また、1年単位の變形労働時間制に至っては、とても人間らしい働き方とは言えません。こうした制度導入は、見直すことが必要だと思います。

以上、当初予算案について幾つか問題点を指摘させていただきました。地方自治を守る立場で、自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民に寄り添った行財政運営を求めたいと思います。

また、県民の暮らしを脅かす国の政策には、きっぱりと立ち向かう対応を求めるものです。

次に、議案第4号「令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」についてです。

国が2018年から導入した国保の都道府県単位化事業の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れを行っている自治体独自の国保税軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。

昨年度、県内では9つの自治体、34.6%が国保税の引き上げを行っておりますが、これは、値上げ自治体の多さでは全国第10位です。国保加入者は、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めます。貧困化で国保税を払えずにいる人が多数いるにもかかわらず、国が国庫負担金を減らし続けてきたために、国保税は高騰しているのが現状です。

ところが、国は、市町村の公費繰り入れを削減・廃止する取り組みを進めないと保険者努力

支援制度の交付金を減らすペナルティー措置を、今年度、2020年度から導入するといったしました。しかし、これを認めるわけにはいきません。

全国知事会も、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げのために、1兆円の公費負担増を政府に要望しています。また、国保税をけんぽ並みに引き下げには、均等割など、国保にしかない仕組みの廃止が必要です。均等割は、世帯人数がふえるごとに負担がふえるため、子供の多い世帯を直撃し、子育て支援に逆行するものとなっています。何より、県としても、削減してきた国庫負担をふやすことなどを国に求め、高過ぎる国保税の引き下げの手だてを尽くすことが必要であることを強く求めて、討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次に、来住一人議員。

○来住一人議員 [登壇] (拍手) 日本共産党を代表して、議案第27号、第69号、請願第1号について討論いたします。

まず、議案第27号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

改正の中心点は、教育委員会の任務に、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置として、教育職員が、正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の管理、職員の健康及び福祉を図ることを追加し、条例に挿入するというものであります。

教育職員の勤務時間の管理と健康・福祉に関しては、条例を改正するまでもなく、労働基準法や教育職員給与特別措置法等によって施行されてきたものであります。あえて今、なぜ改正を必要とするのか。それは、公立学校の教職員

に「1年単位の変形労働時間制」を導入するためであり、その布石と考えられます。

「1年単位の変形労働時間制」の問題点については、さきの一般質問で明らかにしてきたところであります。この労働時間制は、繁忙期に1日の労働時間を10時間まで可能とし、閑散期と合わせ、平均で1日当たり8時間におさめるというものです。元来、人間の心身は繁忙期の疲労を閑散期で回復できるようなっていません。この制度は、人間の生理に合った1日8時間労働の原則を破るものであります。

全国調査において、残業時間が月45時間をオーバーしている教師の比率は、小学校で57.8%、中学校で74.2%以上であり、当然、これには家庭に持ち帰っての業務は含まれておりません。1年単位の変形労働制は、教職員の皆さんの異常までと言われる今日の長時間労働を解決するどころか、さらに深刻なものにすることに間違いありません。こうした方向に道を開こうとする本議案に同意できないものであります。

次に、議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、教育関係の公の施設に関する条例の外4条例の一部を改正しようとするものです。改正の理由は、PFI事業により公の施設を整備する場合に、当該PFI事業を行う者を当該施設の指定管理候補者に選定できるようにすることです。この条例改正も、直接は、国体に向けて建設するプール施設をPFI事業で整備し、指定管理候補者に整備事業者を選定するためのものであります。

PFI事業は、公共施設などの建設、維持管理、運営などを、民間の資金や経営能力を活用して推進するものであります。PFIの先進国

はイギリスであります。大手カリリオンは鉄道、医療施設、発電所などの大型事業、また450件の公共運用サービスを受注し、英国建設企業の第2位に上り詰めた企業であります。経営が破綻し、政府が巨額の資金提供をしなければならぬ結果となっております。

P F I 事業の破綻は、国内でも相次いでおります。例えば、福岡市の「タラソ福岡」、北九州市の「ひびきコンテナターミナル」、名古屋市の「名古屋港のイタリア村」など、また仙台市の「スパパーク松森」の天井崩落事故、近江八幡市の「近江八幡医療センター」の契約解除、「高知医療センター」の事業契約解除などがあります。2013年より10年間で、P F I 事業は418件行われておりますが、整備費や管理費を財源以外の収入で回収するというP F I 本来の目的を達成したのは21件に過ぎないことを、内閣府も認めております。

P F I 事業の狙いは、県外の大企業やゼネコンのための新事業をつくり出すために、従来の公共分野の仕事を広く民間に明け渡すものであります。しかも、P F I 法が改正され、議会のチェック機能と住民の関与が後退させられているのが現状であります。こうして、P F I やそれと関係した指定管理者制度は、公共サービスなどを民間大企業が利益目的に行うもので、支持できるものではなく、したがって、本議案に反対するものであります。

次に、請願第1号「種苗法改定の取りやめを国へ求める請願」については、これを支持し、採決すべき立場から討論をいたします。

政府は、「育成者権保護の強化」を目的に、種苗法改正案を今国会に提出しました。この改正案に「自家増殖の原則禁止」が盛り込まれていることによって、大きな議論となっております。

す。

自家増殖とは、購入した種や苗を育て、収穫したものの中から形状や品質のよいものを選び、翌年、種苗として利用することです。長野県北部の「野沢菜」は、江戸時代に「天王寺かぶ」の種を持ち帰ってまいったものが進化したと言われてるように、農作物が自家増殖を繰り返すことで、その土地に合ったものに進化しました。これを利用して、収穫物の中から自分の気に入ったものを翌年の種や苗として使用するために選別を繰り返すのも、農業者のやりがいの一つだと思います。

この農民のやりがいを奪い、種苗を全て購入させる背景には、種子法廃止の論議で明らかになったように、「種を制する者は世界を制する」との多国籍アグリビジネスの狙いがあることは明らかだと思います。種子法廃止は、日本にとって重要な穀物の種子生産から公的関与をなくし、国や自治体の品種開発を予算の面からなくし、種子生産に関する知見を民間に差し出すことを強いました。

今回の改正案は、その知見を利用し、新しい品種登録を進め、その登録品種の自家増殖を禁止する、種子企業による支配の最終仕上げとしか思えません。

国連が採択した「農民の権利宣言」第19条は、自家増殖を含め、種子の利用、保管、交換する権利を明確にしております。

以上のような立場からも、本請願は採択すべきだと考えます。以上で討論を終わります。

(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第27号及び第69号
採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第27号及び第69号について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第26号まで、
議案第28号から第68号まで及び第70号から
第83号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第26号まで、第28号から第68号まで及び第70号から第83号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第1号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本請願

は委員長の報告のとおり不採択に決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○丸山裕次郎議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、産業人財育成・外国人雇用対策特別委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、産業人財育成及び外国人雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。その概要について、ここで御報告申し上げます。

本県においては、自然減と社会減の同時進行で人口減少が進んでおり、特に社会減においては、新規高卒者の県内就職率が上昇してきているものの、進学・就職時に多くの若者が県外に流出する状況は、一貫して続いています。

15歳から64歳の生産年齢人口は、ピーク時

の1985年の76万5,000人から、2045年には39万7,000人にまで減少すると推計されています。農業分野では、就業人口が年々減少し、担い手不足や高齢化が従来から顕著になっているのを初め、介護など、既に多くの分野で人手不足に直面しています。

こうした中、国は、いわゆる「骨太の方針」において、「人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている」として、これまで慎重であった、専門的・技術的分野以外の外国人労働者を受け入れるための新たな在留資格「特定技能」を、昨年4月に創設しました。また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。

本県においても、U I J ターンの推進など、これまで行ってきた人材確保のための取り組みに引き続き力を入れる一方で、人手が絶対的に不足する時代を迎えていることを踏まえ、外国人材の受け入れのための施策を、中長期的視点に立って推進していく必要があります。

加えて、今後、外国人住民、外国人労働者のいずれも、さらなる増加が見込まれることから、多文化共生施策の充実を図っていく必要があります。

また、将来を担う産業人材の育成・確保を図っていくためには、キャリア教育の一層の充実が重要と考えます。

当委員会では、このような認識のもと、「人手不足解消のための施策に関すること」「外国人材の受入れ・活用に関すること」「多文化共生に関すること」の3項目を調査事項として決定し、調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめました。

以下、主なものについて御紹介いたします。

まず、人手不足解消のための施策に関することについてであります。

人手不足解消のための施策に関しては、委員から、「本県が就職先として選ばれる地域となるためには、県内企業の賃金を上げていく必要がある」といった発言が多くありました。本県の毎月給与額を見ると、全国より約8万円低くなっています。介護分野で県が実施した実態調査結果によると、離職率が高い理由は、「賃金が低いから」などとなっております。

建設分野での労働単価の引き上げなど、県の取り組みも重要ですが、県内企業が人材を確保していくためには、賃上げを初めとする企業の主体的な処遇改善等の取り組みが必要です。

県当局には、このような県内企業の取り組みを支援していくことを要望いたします。

また、新規高卒者の県内就職率は全国最低を脱したものの、若者の県外流出は依然として顕著です。理由としては、賃金の高さや都会への憧れなどが考えられますが、これまで若者に地元企業や地域の魅力を十分に伝えてこなかったことも要因の一つとの反省から、近年、小・中・高等学校ではキャリア教育に力を注いでおり、日向市キャリア教育支援センターなどの先進的な取り組みも行われています。

このような中、県内調査で伺った県立都城農業高校で取り組まれている、「デュアルシステム」と呼ばれる長期間の地域での体験型研修は、作物の植えつけから収穫までを年間通して体験するもので、地元企業に対する理解が深まり、進路に対する意識が高まるなど、通常行われている短期間の職場体験と比べ、非常に効率がが高く、行政、企業など地域全体で農業の人材育成を行う取り組みとなっていることも含め、高く評価します。

県外調査で伺った東京都の株式会社沖ワークウェルでは、ICTを活用して在宅勤務をしている重度障がいのある社員が出前授業を行うなど、特別支援学校でのキャリア教育に取り組んでいました。委員からは、「ICTを活用すれば、障がいを持った子供も、得意なことを生かした仕事ができる可能性が広がるとの強い印象を受けた」との意見がありました。

県当局には、都城農業高校が取り組んでいる「デュアルシステム」をほかの高校にも展開するほか、特別支援学校における取り組みなど、キャリア教育の一層の充実を図っていくことを要望いたします。

次に、外国人材の受入れ・活用に関することについてであります。

外国人材の受け入れ・活用に向けて、他県では既に積極的な取り組みが行われています。県外調査で伺った大分県では、県において、「技能実習生受入監理団体協議会」を設立し、企業と監理団体のマッチングを進めるとともに、市町村が監理団体を設立するなど、生活者としての外国人支援のみならず、労働者としての外国人受け入れに全県的に取り組んでいます。

別府市にある「おおいた留学生ビジネスセンター」では、インキュベーション施設の提供など、留学生に対する就職支援や企業支援が手厚く行われており、高度外国人材の獲得に力を入れています。また鹿児島県では、外国人材を安定的に受け入れるため、送り出し国との関係構築に取り組んでいます。

このように、賃金の高い都市はもとより、地方間でも外国人材の獲得競争は厳しさを増しており、さらには複数の調査先から、諸外国との競争も激しくなっているとの状況を伺ったところです。

一方で、県内においても、バングラデシュの高度IT技術者をIT企業とマッチングさせる、「宮崎ーバングラデシュ・モデル」という全国的にも先進的な取り組みが、産学官の連携のもと行われているほか、高度外国人材の獲得にみずから取り組む企業もあらわれています。

本県が外国人から選ばれる地域になるためには、賃金の引き上げを初め、企業が主体的に待遇改善等に取り組むことが不可欠であるとともに、地域全体で生活支援を充実させていくことが重要です。

多くの調査先から、「生活支援がしっかりしていれば、SNSでその評判は広まり、外国人材は定着してくれる」との意見がありました。本県でも産業人材の確保が年々厳しくなることが見込まれる中、今後、外国人材の受け入れが進まない場合、経済・社会基盤の持続可能性にも影響を及ぼすおそれがあると考えます。

県当局においては、外国人材の受け入れに向けた基本方針を検討の上、処遇改善につながる県内企業の取り組み支援を初め、送り出し国との関係構築など、必要な施策を推進していくよう要望いたします。

最後に、多文化共生に関することでもあります。

多文化共生に関しましては、年々増加する外国人住民への対応として、積極的に取り組むことはもとより、産業の担い手として期待される外国人材から選ばれる地域となるためにも、生活支援を初めとする施策の充実が必要です。

県当局においては、在住外国人に本県を選んだ理由について調査するなど、効果的な施策を検討の上、市町村と十分連携し、多文化共生を全県的な取り組みとして推進していくよう要望いたします。

以上、委員会報告書の概要として御報告いたします。

当委員会では、この1年間の活動を通じ、さまざまな産業において人手が不足する時代を迎えていくという危機感とともに、この対策として、外国人材の受け入れ、多文化共生の推進、将来の産業人材を育成していくための子供たちへのキャリア教育など、当委員会の調査事項の重要性がますます高まっていると感じました。

県では、人口減少対策を県政の最重要課題と位置づけ、令和2年度当初予算において、人口減少下にあっても「持続可能な宮崎県の土台づくり」を進めていくため、「地域や産業を支える人財の育成・確保」を柱の一つとして、重点的に取り組みを進めていくとしていますが、当委員会の調査事項への県の取り組みについては、県議会としても、今後も注視していきたいと考えています。

また、企業や県民の皆様におかれましても、若者はもちろん、外国人材からも選ばれる県となるために、雇用者の処遇改善、キャリア教育や多文化共生社会づくりへの参画などへの重要性を御理解いただき、主体的に取り組むを進めていただきたいと思います。

最後に、県当局におかれましては、当委員会の提言を十分踏まえ、官民挙げたオール宮崎の体制で、産業人材の育成・確保と多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進していただくことを要望して、当委員会の報告といたします。(拍手) [降壇]

○丸山裕次郎議長 次は、人口減少・地域活性化対策特別委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員 [登壇] (拍手) 当委員会では、本県の人口減少・地域活性化対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結

果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国的に少子高齢化の流れはとまることなく、人口減少は地方部を中心に加速している状況にある中で、国や地方自治体は地方創生を掲げ、さまざまな対策を打っていますが、東京圏への一極集中の流れが解消されない状況にあります。

本県では、高齢化の進行や若者を中心とした都市部への流出が続き、将来人口推計によると、特に中山間地域における人口減少がより深刻なものとなっており、将来、コミュニティの維持が危ぶまれる集落が一段とふえる可能性があります。

中山間地域には、都市部とは異なる魅力的な地域資源が多く存在する一方で、それを十分に活用できていないという課題があります。住民がその魅力に気づき、連携・協力して課題解決を図ることが、住民自身が地域への誇りを取り戻し、疲弊した地域が活性化する最大のチャンスとなります。また、地方で暮らす最大の魅力は、そこで暮らすあらゆる世代の人々が、安心して人間らしく生き生きと暮らす日々の営みにあります。

一方で、その維持が課題となっており、住居環境や地域交通、子育て、教育、雇用、医療・介護など、さまざまな分野において生活環境を充実させる必要があります。

このような認識のもと、当委員会では、「限界集落・過疎地域対策に関すること」「中山間地域の観光資源に関すること」「地域に住み続けるための環境対策に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行

い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、限界集落・過疎地域対策についてであります。

限界集落・過疎地域対策に関しては、中山間地域や過疎地域におけるコミュニティーの維持、地域活性化の取り組みについて重点的に調査しました。実際に調査した市町村や地域は、人口構成や周辺環境、地域性など、一つ一つの要素が異なるため、地域の数だけ課題を抱えています。

その課題の解決策は、各地域でさまざまですが、解決に向けて、行政に任せきりにするのではなく、地域住民も、ともに現状と課題を認識した上で、住民同士しっかり議論し、悩み、協力しながら、解決に向けて努力し、そして行動するという手法は、どの調査先でも共通しており、これはまさに、持続可能な地域づくりのための王道とも言えるものであります。

県当局には、地域の住民が、やりがいや生きがいを感じながら地域活動に取り組み、共助の力を育む環境を整備するとともに、年齢や性別などにかかわらず、地域の多様な住民が参加できる開かれた地域づくりを支援するよう要望します。

次に、中山間地域の観光資源についてであります。

中山間地域の観光資源に関しては、本県の地域資源ブランドに係る取り組みや、地域資源を有効活用した関係人口創出の取り組みなどについて調査しました。各地域に存在する何げない資源のブランド化は、住民に地域資源の価値や魅力を気づかせるとともに、自信と誇りを取り戻すきっかけにもなっています。

また、域外人材との関係においては、単なる観光だけではなく、地域住民とともに行う学術的な研究や地域活性化の取り組みなど、地域住民と域外人材を結ぶ関係性が多様化しており、今後、関係人口の増加が期待できます。

一方で、本県の中山間地域においては、グランピングやトレッキングを初めとした体験型観光や、おいしい食材・料理など、ありのままの自然を活用して観光客を魅了できる貴重な観光資源に恵まれながら、著名な観光地以外は、交通や情報のアクセスがしにくいことや、域内の観光消費額の向上が課題となっています。

県当局には、地域資源ブランドを通じた、域内自治体や関係者による広域連携の促進を初め、主要観光地以外にもフォーカスした魅力ある観光商品開発、戦略的なターゲティングによる効果的な観光消費額の向上など、域外から人や金が流入し、中山間地域に確実に経済効果をもたらす仕組みを支援するよう要望します。

次に、地域に住み続けるための環境対策についてであります。

地域に住み続けるための環境対策に関しては、県内外のU I Jターン、移住定住、子育て支援、地域包括ケアシステム、地域公共交通など、さまざまな分野の取り組みを調査しました。

調査した各分野の取り組みは、先進的なものが多かった一方で、各市町村の人的資源や財政状況を鑑みれば、全ての行政分野において、調査先と同水準のサービスを提供することが厳しいのは明らかです。

このような厳しい状況の中、多様な課題に対し、持続可能な形で地域住民の暮らしを支えるためには、各市町村が地域内の資源を積極的に投入する分野や、外部の資源を活用して対応す

る分野など、地域の実情に応じて選択していかなければなりません。

また、情報化社会の進展などに伴い、絶え間なく変化する住民ニーズや地域の課題にも、きめ細かく対応する必要があります。

県当局には、県内地域が、将来にわたって安心して住みやすい地域となるよう、市町村と積極的に対話を重ね、長期的な視点から、将来の市町村のあるべき姿を共有し、そこから逆算しながら、市町村の持つ資源や制約によって今後起こり得る個別具体的な変化や課題、それに応じて重点的に行うべき施策を把握し、市町村が将来必要とする支援などに対し、早期からの確に対応できる体制を整えるよう要望します。

さて、国や地方自治体におけるこれまでの制度やシステムは、人口増加を前提として設計されたもので、現状のままでは、人口減少に伴って今後生じる多くの課題に対応できなくなるおそれもあります。

しかしながら、逆に考えますと、今こそ、既存の制度やシステムをしなやかに変化させ、今後起こり得る課題を柔軟に解決していく最大のチャンスとも言えます。

そのチャンスをもものにするためには、時代の変化に柔軟に対応できる人材を確保することが重要です。

県当局には、人口減少の中で多様化するニーズに対応するため、現行制度にこだわらない斬新な発想で、行政職員を初めとした地域社会を支える人材の育成や、分野横断的あるいは業種間での人材の流動化を加速させ、多様な主体と、柔軟かつ機動的に連携・協力できるような仕組みづくりを行っていただくよう要望します。

人口減少・地域活性化対策は、1年間では到

底網羅することのできない、非常に幅広く壮大なテーマであり、調査すべき課題は、当委員会の調査事項に限らず、ふるさと宮崎との関係性を若いころから深化させるためのキャリア教育や、労働力不足に対応するための外国人を含む産業人材の確保、さらには、あらゆる労働環境や生活環境の向上が期待されるSociety 5.0への対応など、枚挙にいとまがありません。

くしくも、同じ年に当委員会、産業人材育成・外国人雇用対策特別委員会、そして情報化推進対策特別委員会の3委員会が設置されましたが、このことは偶然ではなく、本県が直面する未曾有の課題を克服していくためには必然であったと言えます。

県当局には、当委員会を含め、3つの特別委員会でなされた県への提言を横断的に捉え、着実な課題解決と県勢の総合的な発展に資していただくよう要望します。

最後に、人口減少対策・地域活性化対策の最終的な目標は、県民一人一人の福祉を向上させ、県民がそれぞれの価値観・豊かさを求めて幸せに暮らすことにあります。これは、SDGs、すなわち「持続可能な開発目標」のスローガンでもある、「誰一人取り残さない」に通じるものでありますが、本県に暮らす住民は、SDGsが叫ばれるはるか昔から、自分だけでなく地域全体の幸福のために行動しており、人口減少が加速する課題先進地でありながらも、SDGsの先進地とも言える取り組みを行ってきました。

椎葉村で現地調査を行った際、村に戻ってきたUターン者は、「宮崎にはできることがたくさんある。宮崎にはチャンスしかない」という希望あふれた前向きな言葉を、我々に投げかけ

てくれました。

「何もない」と嘆いてばかりでは、何も得られません。みずから行動し、チャンスをつかもうとチャレンジする姿勢そのものが、人を豊かにし、地域を豊かにしていくのではないのでしょうか。

県民一人一人が、地域の未来をつくるプレーヤーとなり、人口減少と真摯に向き合いながら、多様な主体で連携して、県総合計画アクションプランの施策目標でもあります「安心と希望を育む「みやざき新時代」の実現」に向けて取り組んでいただくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、情報化推進対策特別委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、本県の情報化推進対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

本格的な人口減少が加速する中、我が国は、2040年ごろには65歳以上の高齢者人口がピークを迎えるとともに、生産年齢人口の大幅な減少が予測されており、経済活動の縮小や労働力不足、医療・介護費の増大などの社会保障制度のバランス崩壊、自治体の財政危機など、さまざまな課題が深刻化すると言われております。

本県においても例外ではなく、むしろ、人口減少、高齢化は他地域よりも早く進行しており、対策は待ったなしの状況です。

このような中、国は、これまで人類が歩んできた狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新しい社会として、S o c i e

t y 5.0を提唱しています。S o c i e t y 5.0で実現する社会では、A Iやロボット、I o Tなどの新たな技術を、あらゆる産業や社会生活に取り込むとともに、革新的なサービスやシステムを創出し、今までにない新たな価値を生み出すことで、さまざまな課題の解決を図っていくことが期待されています。

そして、このS o c i e t y 5.0の社会を実現する上で不可欠なI C T基盤として、超高速、超低遅延、多数同時接続の通信を可能にする第5世代移動通信システム「5G」が、間もなくサービス開始されることとなっています。

一方で、5Gの基盤となる光ファイバー回線の整備状況は、総務省の平成30年3月末の調査によれば、全国98.3%に対し、本県は90.7%で、全国44位と低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、革新的技術の導入やその活用は、労働力確保や経済成長という観点からも、他県におくれをとることなく推進すべき課題であるとの認識のもと、「公務における情報化推進に関すること」「教育の情報化推進に関すること」「医療、福祉、産業等の各分野における先端技術の導入に関すること」を調査事項として決定しました。

以上の内容について、積極的に調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは、主なものに絞って御紹介いたします。

まず、公務における情報化推進についてであります。

公務における情報化推進に関しては、情報化に関する計画や行政の効率化に向けた取り組みなど、県や県内外の自治体、総務省の取り組みなどについて調査しました。

県の計画としては、本県の行政情報化に係る

基本的な方向と取り組み内容を示す「eみやざき推進指針」と、官民のデータ利活用の促進を図る「宮崎県官民データ活用推進計画」が策定されています。このうち、「eみやざき推進指針」においては、令和2年度以降の見直しが予定されています。

また、行政の効率化に向けた取り組みでは、「みやざき行財政改革プラン」において、効率的な業務を進めるために、ICTの利活用を位置づけています。このプランに基づき、現在、「RPAソフトによる県税業務働き方改革事業」など、幾つかの事業に取り組んでいるところですが、今後、効果の検証や導入業務の拡大に向けた検討が進められるものと思われま

す。高齢者人口がピークを迎える2040年ごろには、生産年齢人口の減少により税収は落ち込み、社会保障費などの行政支出は増大するという危機的な状況が予想され、限られた職員数で着実に行政運営を行うためには、革新的技術やデータ等を活用し、さらなる効率化を進めることが、避けては通れません。

つまり、総務省が推進する「スマート自治体への転換」が、今まさに本県には求められています。

県当局には、見直しが予定されている「eみやざき推進指針」について、人口減少下で予算や人材が限られる中であっても、持続可能で安定した行政サービスが提供できるよう、スマート自治体の趣旨を踏まえた適切な見直しを行っていただくよう要望します。

次に、教育の情報化推進についてであります。

教育の情報化推進に関しては、教員の業務負担軽減と効率化により、教育活動の質の改善につなげる「校務の情報化」、情報や情報技術を

適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりするために必要な資質となる「情報活用能力の育成」、そして、「教科指導におけるICTの活用」の3点について、県や西米良村の取り組みなどを調査しました。

このうち、教員の業務負担軽減と効率化につながる「統合型校務支援システム」は、全ての県立高等学校と中等教育学校に導入されていますが、市町村立学校では、日向市、三股町、高千穂町の3市町にしか導入されておらず、全県下での導入が課題となっています。

一方、教育現場でICT機器を積極的に活用している西米良村の小中学校では、全ての児童生徒一人一人にICT機器が整備されています。調査で伺った村所小学校では、子供たちがタブレット端末を使いこなし、意欲的に授業に取り組む姿が見られました。これからの教育におけるICT機器の必要性を改めて確認する機会となりました。

当然のことながら、教育の情報化の推進に当たって一番に考えるべきことは、本県の子供たちの未来です。Society 5.0時代が現実のものとなる時期は明確ではありませんが、今の子供たち、これから生まれてくる子供たちがSociety 5.0の時代を生きていかなければならないことは確かです。そのためにも、全ての子供たちがICT機器を活用して情報活用能力を身につけ、今以上に良質な教育が受けられるよう、全県下で教育の情報化を速やかに、かつ強力に推進する必要があります。統合型校務支援システムのあるなしで、地域によって教育活動の質に違いが出ることは望ましくありません。

そして、急速に情報化が進展する産業界に

とつても、情報活用能力を備えた人材の育成・確保は不可欠であり、教育段階での情報化の推進は、将来の宮崎にとっての先行投資でもあります。

県当局には、子供たちの教育が時代の流れに取り残されることのないよう、教育の情報化を一層推進するとともに、市町村とも連携して、十分なICT機器の整備、情報教育の提供を行っていただくよう要望します。

最後に、医療、福祉、産業等の各分野における先端技術の導入についてであります。

医療、介護、農林水産業、建設業、商工業の各分野における県内での取り組み事例や課題、先端技術の開発の必要性や導入促進の方策などについて調査を実施しました。

どの分野の取り組みにおいても、ICTなどの先端技術の導入の目的は、業務や作業の効率化、労働力の補完、収量収益増といった人口減少下においても、それぞれの産業等を持続可能とするためのものでした。

ただ、そうした取り組みは、まだ県内の一部にとどまっており、先行している印象があるスマート農業の革新的技術も含め、各分野における先端技術は、まだ実証・研究段階です。それらの先端技術は、使う人や使われる地域に寄り添ったものとなって初めて普及し、本当の意味で役に立つ技術になります。

参考人としてお話を伺った総務省地域情報化アドバイザーからは、「本当につくり出したい姿を思い描き、そこから逆算して、今何をすべきかという「バックキャスト」の考え方が必要であり、課題と目的設計をしっかりと持ち、長期的な目線で戦略設計してほしい」というアドバイスがありました。

県当局には、本県の課題と先端技術を導入す

る目的を整理した上で、Society 5.0に向けた本県の青写真を主導的に描き、本県で導入する意義やメリットを具体的に提示しながら、導入が進みにくい中小規模の企業・団体を中心に後押しすることで、さまざまなイノベーションが図られ、本県産業の持続的な発展に資する取り組みを積極的に行っていただくよう要望します。

また、情報化を推進するに当たって、土台となり、欠くことのできないのが基盤整備です。光ファイバーなどの超高速通信回線や5Gなどの移動通信システムの充実がなければ、スマート農業を初め、遠隔医療、遠隔教育、生産ラインを自動制御するスマート工場などでの、IoTやAIといった革新的技術の活用は期待できません。

県当局には、県内において地域間の情報格差が決して生じることのないよう、全県的な通信基盤の整備に取り組んでいただくことを要望します。

以上、当委員会報告書の概要として御報告いたしますが、情報化の推進は、当委員会でも調査してきた分野のほか、防災・減災や観光振興などでも期待できる取り組みです。Society 5.0時代を見据え、本格的な人口減少の到来を地方のチャンスと捉え、よりよき宮崎のために果敢に取り組んでいただくことを要望しまして、当委員会の報告といたします。（拍手）
〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

令和2年3月13日

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

提出者 議会運営委員長 外山 衛

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

社会資本の整備促進を求める意見書

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化等を求める意見書

議員発議案第3号

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで

追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議する

ことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。

よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 ここで、知事から発言の申し出がありますので、これを許します。

○知事(河野俊嗣君) [登壇] 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

一言、御礼と御報告を申し上げます。

県議会の皆様におかれましては、当初予算を含む諸議案を可決いただき、また、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、今定例会の日程の変更など、格別の配慮をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今月4日、県内で初めて確認された新型コロナウイルスの感染者につきましては、現在、県内の医療機関に入院、治療中ではありますが、病状は安定しております。感染された方が一日も早く回復されますよう、お祈り申し上げます。

県におきましては、2月3日、私を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁を挙げて取り組むべく、対応方針を定め、市町村や関係機関と連携して、感染拡大の

防止等に取り組んでいるところであります。

今日に至るまで、県内では感染拡大にまでは至っておらず、県民の皆様の御理解と御協力に心より感謝申し上げます。

一方、国内外の感染がさらに拡大し、世界保健機関は今日11日、世界的な大流行を意味する「パンデミック」の状態との判断を示しております。国による学校の臨時休業やイベント等の開催自粛要請がなされ、生産消費活動が低迷するなど、県民生活や地域経済にも大きな影響が生じてきております。そのため、昨日、経済10団体の皆様と意見交換を行いますとともに、本日午後、第4回本部会議を開催し、国の緊急対応策等を踏まえ、今後の対策を検討することとしております。

県といたしましては、引き続き、国や市町村、医療機関、関係団体等と緊密に連携し、感染拡大の防止に全力で取り組みますとともに、学校の臨時休業等に伴って生じる課題や、地域経済への影響等に適切に対処してまいります。県議会を初め、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

10年前、本県で発生した口蹄疫では、畜産業のみならず、地域経済や県民生活に深刻な影響が生じることとなり、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、県民が力を合わせて再生・復興に取り組み、着実にその歩みを進めてまいりました。

今再び、国難とも言うべき新型コロナウイルス感染拡大のリスクに直面する本県としては、改めて県民の総力を結集し、この困難な状況を克服してまいりたいと考えております。

県民の皆様におかれましては、感染拡大防止のための学校の臨時休業や公共施設の閉鎖等に対し、御理解と御協力をいただいておりますこ

とに、深く感謝を申し上げます。

今後とも、適時適切な情報提供に努めてまいりますので、手洗いやアルコール消毒、せきエチケット等の予防対策の徹底や、正確な情報に基づく冷静な対応を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、大きな影響を受けております地域経済を支えていくため、感染拡大防止に努める中でも、今私たちにできることとして、地産地消による応援消費にも御協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。以上であります。

〔降壇〕

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第8条の規定により、本日で閉会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

先ほどの知事からの発言にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大により、県内でも各方面にさまざまな影響が生じておりますことから、私ども県議会といたしましても、執行部や関係機関等と連携し、引き続きしっかりと対応してまいりたいと考えております。

これをもちまして、令和2年2月定例県議会を閉会いたします

午前11時58分閉会